平成２７年（フ）第３８５号
大分県別府市朝見１丁目12番７号
債務者　小野　愛子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１１号
大分県別府市大字鶴見2897番地の39　ルミエールの丘Ｈ－101
債務者　中西　正江
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
北海道登別市若山町２丁目９番地９
債務者　泉　　義武
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２９６号
埼玉県川口市大字大竹195番地　大竹ハイツＡ－１号
債務者　本多　りか（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
千葉市若葉区都賀２丁目９番１号　イーズネスト都賀Ｂ棟208号
債務者　桑原　安奈
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２９号
千葉県市川市湊15番19―201号　（カサグランデ’08）
債務者　田中　麻美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３３号
千葉市稲毛区天台３丁目６番５号　サンライズ天台103号
債務者　吉留　孝一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６４号
千葉県船橋市海神１丁目29番14号　大崎荘207号
債務者　風間　　健
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６５号
千葉県船橋市習志野台８丁目46番５―205号
債務者　日髙　泰輔
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８１号
千葉市中央区浜野町1196番地　浜野セントラルマンション203号
債務者　中川　裕徳（旧姓宮）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００７号
千葉市美浜区幸町１丁目５番１棟1304号
債務者　向平　和正（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２８号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番９―207号
債務者　石井　重雄
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
石川県白山市一塚町638番地20
債務者　寺尾　　**隆**
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
岐阜県加茂郡白川町赤河1425番地６、前住所岐阜県加茂郡白川町赤河1425番地36
債務者　稲垣　光則
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１３５９号
さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―211号
債務者　福島　光宏
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
埼玉県春日部市谷原３丁目18番地12　ロイヤルハイツ203号
債務者　阪井　研二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係